

兵庫県農業共済組合連合会の必要措置工程表

命令内容と具体的な措置	スケジュール詳細												
	H22年度	H23年度											H24年度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
(2)法令等遵守態勢の強化													
① 法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化													
ア 法令等遵守の業務運営の基本方針を会長理事が総会をはじめ諸会議で決意表明する。	県・役員報告 ● 会員説明 ●	● 監事会 ● 理事会 ● 通常総会	● 監事会 ● 理事会					● 理事会	● 監事会	● 理事会			● 理事会
イ 措置計画の着実な実行を最重要課題と位置づけて、改革チームを中心に役職員全員で取り組む。	改革チーム ■						(具体的な取組みの策定と実践)						
ウ 業務運営の基本方針や具体的な措置の進捗状況を情報開示する。	命令受理 ● 報告	計画の報告 ● 計画の公表	取組状況の報告① ● 上記の公表				(情報開示)	取組状況の報告② ● 上記の公表		取組状況の報告③ ● 上記の公表			取組状況の報告④ ● 上記の公表
② 理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化													
ア 理事会は業務執行状況、農林水産省の重要通知、措置計画の進捗状況等を確実に報告させて適正な業務執行にあたる。		● 理事会	● 理事会 ↑ (報告)					● 理事会 ↑ (報告)	● 理事会 ↑ (報告)				● 理事会 ↑ (報告)
イ 理事会は重要な問題及び不祥事件等を速やかに報告させる。							(重要な問題や不祥事件が生じた場合)						
ウ 監事会は、業務運営上の重要事項、内部監査室の監査結果を報告させて監視監督する。		● 監事会						● 監事会					
エ 専務理事が出先事務所を定期巡回し、意見交換会をする。					← 定期巡回・意見交換 →								
③ 内部監査・監事監査の機能強化等法令等遵守のための内部牽制機能の強化													
ア 内部監査室は、本部各部と出先機関を年3回内部監査をする。(1)の①と同じ			● 理事会 ● 監事会	● 発令 (検査の対応窓口)				← 内部監査 → ↓ (報告) 監事・コンプライアンス部署					← 内部監査 → ↓ (報告)
イ 公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助監査を導入する。		● 監事会		(導入検討)				● 監事会 ● 補助監査		(学識経験者の導入)			
ウ 監事会は、監査計画に基づき決算・中間監査を実施し、理事の業務執行状況を監視する。		● 監事会 決算監査						● 監事会 中間監査					

